

クリアランス物（金属）の再生利用

～循環型社会の実現に向けて～

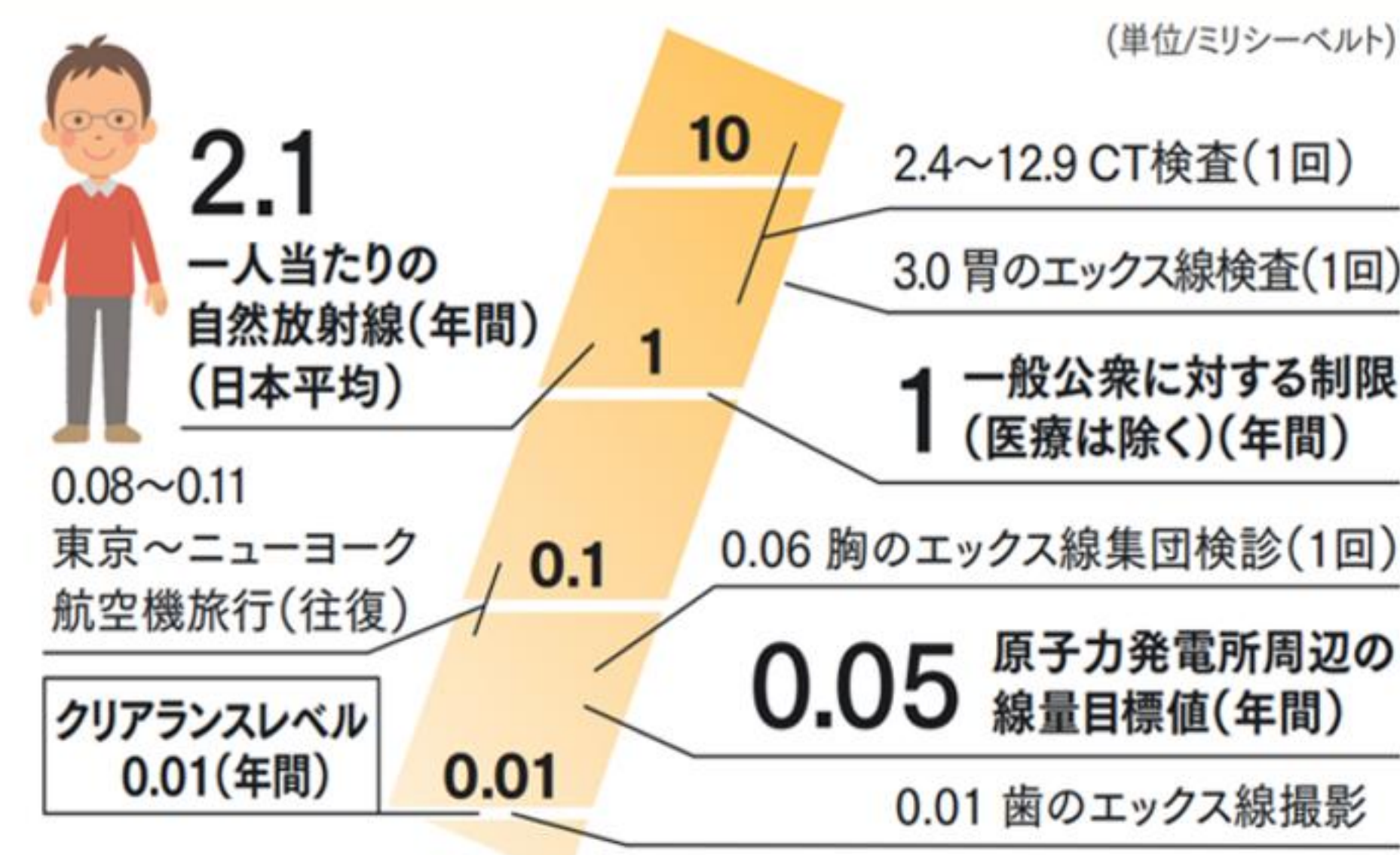
01 クリアランス制度とは

- ・発電所の運転・保守や解体に伴い発生する物のうち、**放射能濃度が極めて低く、人の健康に対する影響が無視できる物**は、国の認可・確認を得て再生利用や産業廃棄物として処分できます。
- ・この仕組みを「クリアランス制度」といい、国の確認が完了した物を「クリアランス物」と言います。

解体したものをリサイクルして
資源の有効利用を図ることができます

クリアランス物の放射線レベル

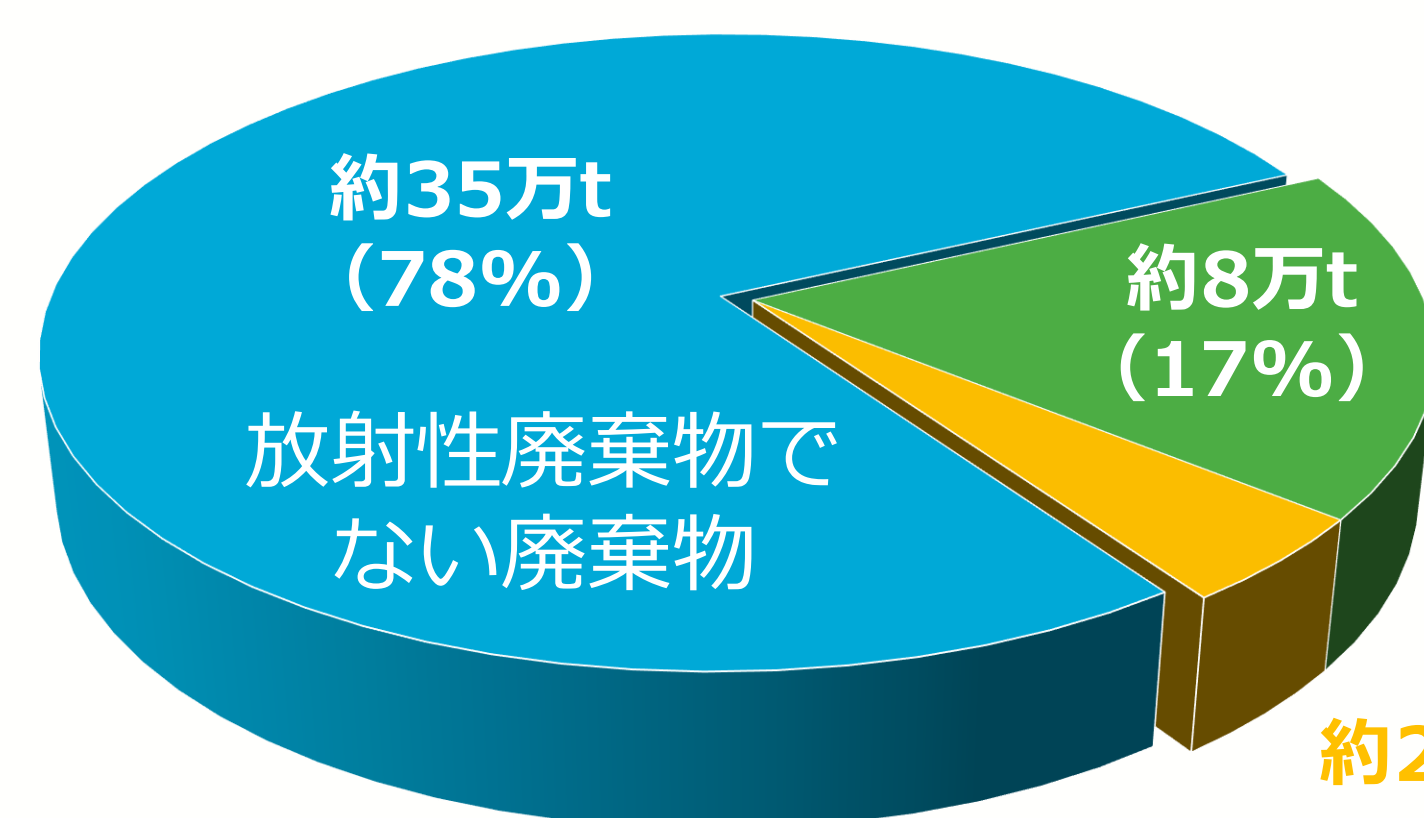
クリアランスレベルは、人に対する被ばく線量が年間0.01ミリシーベルト以下と定められています。この放射線量は、自然界の放射線量と比較して十分小さく、安全上放射性物質として扱う必要のない量です。



02 浜岡1, 2号機廃止措置の解体撤去物



解体撤去物 浜岡1,2号機合計
約45万t



端数処理のため%の合計値が100%になりません。

クリアランス制度の対象となる物

■ 放射性廃棄物として扱う必要のないもの
約80,000t

約2万t (4%)

■ 低レベル放射性廃棄物

国の認定を受けた物 (クリアランス物)



約1,630t
(2025年3月31日時点)

クリアランス物のうち、 製品への加工が完了したものの(例)



約140t
(2025年3月31日時点)

03 再生利用のプロセス

- ・クリアランス制度を適用するための放射能濃度の測定評価方法は**国の審査**を経て認可を受けています。
- ・さらに、放射能濃度がクリアランスレベル以下であることを**国が確認**した物だけが再生利用されます。

①解体



最適な解体工法を選択し実行

②放射能の測定



極めて低いレベルの放射線を
正確に測定

③再加工



一般的な鋳造物と同じ工程で加工

クリアランス物（金属）の再生利用

～地元自治体をはじめ関係者との共通理解の形成～

01 再生利用に向けたおおよその流れ

1 加工会社様への情報提供:

- クリアランス制度や発電所等での運用（勉強会や見学会を実施）
- 当社より提供できる金属くずの組成と物量
解体金属：炭素鋼（80%）、ステンレス（10%）、その他（アルミ、銅など）

2 加工する製品の仕様確認

- 当社が買取できる製品に加工できるよう調整

3 地元自治体をはじめ関係者への丁寧な説明

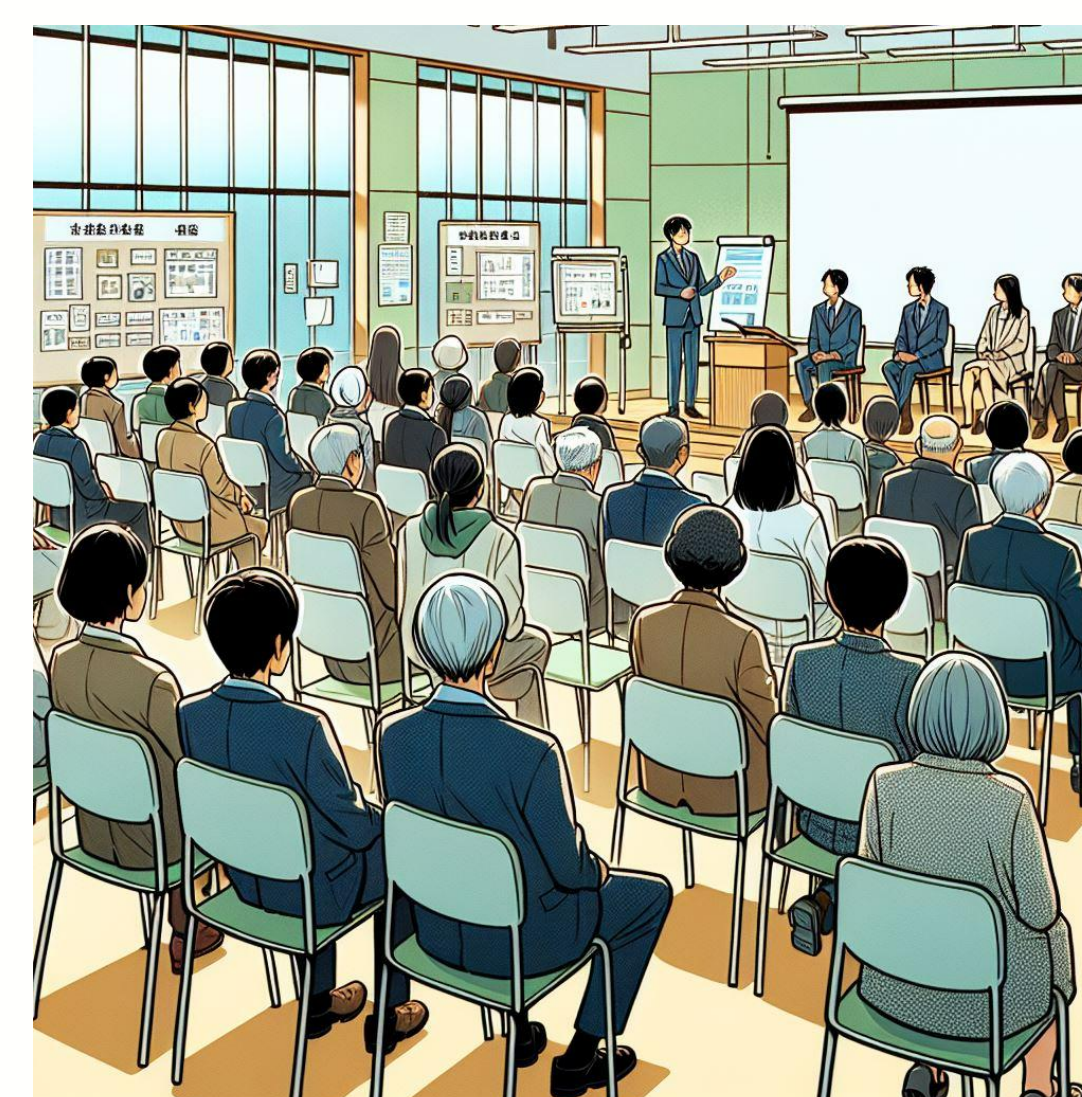
- 加工会社様と相談の上、地元自治体への説明を実施
- 自治体から求められる相手先への説明（首長、自治会、住民など）
- 加工会社様の従業員と工場周辺住民への説明（必要に応じて）

4 加工および売却契約:

- 金属くずの売却契約および製品の買取契約を当社と締結
- 工場へ金属くずを持ち込み・製品への加工を実施
- 加工前後の放射線測定（当社が実施）の結果を加工会社様へ報告

5 製品の販売およびアフターフォロー:

- 製品の販売先（当社を想定）との契約にトレーサビリティの確保を明記
- 販売後、当社にて製品所在のフォローアップ（年1回の追跡管理）



02 一般社会に再生品が設置された実績

- クリアランス物の再生品は、2005年の制度導入直後は原子力業者の施設内のみで活用していました。
- 最近では、国の事業や当社の取組により、**教育機関や図書館など原子力事業者以外の施設**でも着実に活用が進められています。



高校等にも設置されている照明灯



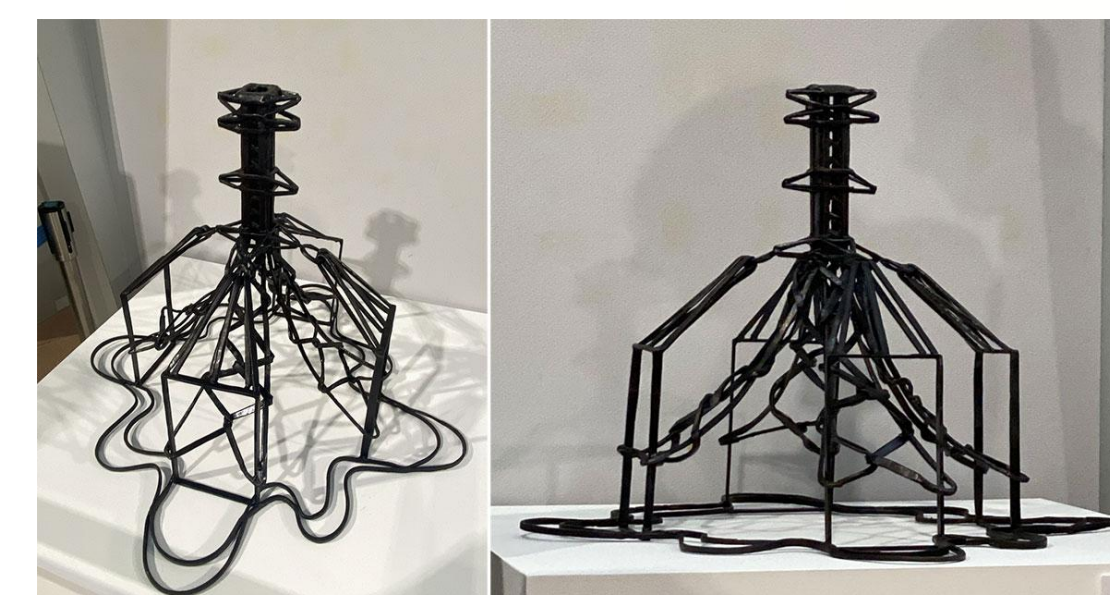
商店街に設置されたフラワーポット



各所に設置されているベンチ



道の駅に設置されたベンチ



大学生により制作された作品



観光施設に設置されたサイクルスタンド



市役所に設置されたテーブル



各所に展示されているグレーチング



市立図書館駐車場に設置された車止め